

令和8・9年度広報「岬だより」掲載広告取次業務参加資格審査申請受付要項

1 募集する業務内容

令和8・9年度広報紙「岬だより」に掲載する有料広告の募集と本町への広告掲載の申込及び原稿データの納品を行うものです。

2 資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、岬町が発注する広報「岬だより」掲載広告取次業務に参加することができません。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 破産者で復権を得ない者
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当すると認められる者
- (7) 広報「岬だより」掲載広告取次業務参加申請書（添付書類等を含む。）中の重要な事項について虚偽の記載をした者
- (8) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (9) その他岬町の登録業者としてふさわしくない行為のあった者

3 申請に必要な書類

No.	提出書類名称	様式
1	広報「岬だより」掲載広告取次業務参加申請書	様式1
2	代表者身分証明書（個人）	発行官公署様式（市町村）
	法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（法人）	発行官公署様式（法務局）

注意事項

ア 町長が必要と認める場合は、上記以外に必要な書類の提出を求めることができるものとする。

また、当該業務に参加しようとする者はこの求めに応じなければならないものとする。

イ 個人業者は、代表者の本籍地の戸籍担当課で発行される身分証明書を、法人は、登記簿謄本（又は履歴事項全部証明書）を提出すること。

ウ 証明書類及び登記簿謄本等は、「発行日から3ヶ月以内のもの」とし、明確な複写をもって代用できます。

4 受付期間及び提出方法

(1) 受付期間

令和8年3月17日（火）から令和8年3月31日（火）まで

※期間以外の受付は行いません。

(2) 受付場所

岬町役場 まちづくり戦略室 企画地方創生担当

(3) 提出方法

持参又は郵送してください。

・提出先 〒599-0392（住所不要）

岬町役場 まちづくり戦略室 企画地方創生担当

(4) 配布期間 要項及び様式は、令和8年3月17日（火）から令和8年3月31日（火）

の執務時間内に、まちづくり戦略室企画地方創生担当で配付します。また、岬町ホームページ（<http://www.town.misaki.osaka.jp/>）からダウンロードすることができます。

(5) 提出部数 1部

5 登録期間

町内業者・町外業者ともに令和8～9年度の2年間有効

6 申請書提出後の注意事項

(1) 申請書の受付をした業者については後日資格審査のうえ、適格と認めた場合のみ登録の通知を行います。

(2) 申請書提出後に、商号（名称）、代表者名、所在地等（電話番号・ファクシミリを含む。）を変更した場合等は、変更届（任意の様式）、商業登記簿（抄本又は謄本。写しも可。）を提出してください。

7 その他

提出いただいた情報については、令和8・9年度広報「岬だより」掲載広告取次業務参加申請以外の用途には一切使用しません。

8 問合せ

まちづくり戦略室 企画地方創生担当 TEL 072-492-2775